

令和5年度

第1回学校体育施設開放運営委員会議

令和5年6月16日(金)午後2時から
松山下公園総合体育館 会議室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱書交付
- 3 教育長挨拶
- 4 委員紹介(自己紹介)
- 5 委員長・副委員長の選出
- 6 議 題
 - (1) 学校体育施設開放の現状について
 - (2) その他
- 7 連 絡 事 項
- 8 閉 会

印西市学校体育施設開放運営委員会委員

任期 令和5年6月 1日から
令和7年5月31日まで

No.		氏 名	備 考
1	1号	小 田 英 紀	開放学校長代表
2	2号	市 村 昇	スポーツ推進委員代表
3	2号	須 藤 和 子	スポーツ推進委員代表
4	3号	齊 藤 詔 一	スポーツ協会代表
5	3号	年 代 豊	スポーツ協会代表
6	4号	加 藤 啓 輔	市P T A連絡協議会代表
7	4号	根本 裕美子	市P T A連絡協議会代表

印西市学校体育施設開放に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、印西市における社会体育の振興のためにスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条第1項の規定に基づき、学校の校庭、体育施設及び体育設備（以下「学校開放施設」という。）を学校教育に支障のない限り、市民の利用に供すること（以下「学校開放」という。）をもって市民がスポーツに親しみ心身の健全な発達を図ることを目的とする。

(管理及び責任)

第2条 学校開放に関する事業及び学校開放に伴う学校開放施設の管理は、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の責任において行うものとする。

2 学校開放に関する事務は、教育委員会が行うものとする。

(運営委員会)

第3条 教育委員会は、学校開放の円滑かつ適正な運営を図るため、印西市学校体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、学校開放の運営について教育委員会に意見を述べるものとする。

3 運営委員会の委員は、10人以内とし、教育委員会が委嘱する。

(管理指導員)

第4条 学校開放利用団体（以下「利用団体」という。）の育成及び学校開放施設の管理の指導のために管理指導員を置く。

2 管理指導員は、運営委員会の推薦に基づき教育委員会が委嘱する。

3 管理指導員は、利用団体の利用状況を常に把握し、教育委員会に定期的に報告しなければならない。

4 管理指導員は、学校開放の運営について運営委員会に意見を述べることができる。

(利用団体登録)

第5条 学校開放施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に利用団体登録をしなければならない。

2 利用団体は、次に掲げる要件に該当しなければならない。ただし、教育委員会が特に臨時に認めた団体は、この限りでない。

(1) 団体に加入している者が市内に在住、在勤又は在学する者であること。

(2) スポーツを行うために10人以上で組織された団体であること。

(3) 成人の団体責任者及び次条に規定する管理責任者を置ける団体であること。

(管理責任者)

第6条 利用団体に、学校開放に伴う学校開放施設の管理をするために管理責任者を置く。

2 管理責任者は、各利用団体から推薦し、教育委員会の承認を得なければならない。

3 管理責任者は、利用団体の責任者として善良な管理者の注意をもって第1項の管理に当たらなければならない。

(プール管理指導員)

第7条 プールを利用する団体は、施設の管理をするためにプール管理指導員を置く。

2 プール管理指導員は、利用団体の利用状況を常に把握し、安全な利用管理に努めなければならない。

(学校開放の日時)

第8条 学校開放の日時は、別表のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用の条件)

第9条 利用者は、営利行為その他スポーツの場としてふさわしくない行為をしてはならない。

2 利用者は、学校開放施設の利用を終了したときは、一切を原状に復し、戸締まり清掃のうえ学校開放の時間内に退出しなければならない。

3 利用者遵守事項は、教育委員会が別に定める。

(利用の中止)

第10条 教育委員会は、利用者がこの規則に違反した場合は、利用を中止させることができる。

(利用の手続)

第11条 学校開放施設の利用を希望する利用団体は、原則として利用しようとする日の属する月の前の月の10日までに学校体育施設開放利用申請書(別記第1号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(利用の許可等)

第12条 教育委員会は、利用団体の申請に対し、当該学校開放施設の学校長と協議のうえ支障がないと認めた場合は、学校体育施設利用団体登録承認書を交付する。

2 教育委員会は、前項の許可をしたときは、その旨を管理指導員に連絡するものとする。

(利用団体の弁償責任)

第13条 利用団体は、利用者が学校開放施設を破損又は亡失したときは、教育委員会に速やかに報告し、その弁償の責を負うものとする。

(補則)

第14条 この規則の実施について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(印旛村及び本埜村の編入に伴う経過措置)

2 印旛村及び本埜村の編入の日の前日までに、印旛村立小学校及び中学校のスポーツ開放に関する規則(平成15年印旛村教育委員会規則第1号)又は本埜村学校施設開放に関する規則(平成19年本埜村教育委員会規則第6号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成5年8月13日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 2 月 7 日教委規則第 3 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 30 日教委規則第 3 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 1 日教委規則第 20 号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 26 日教委規則第 5 号）

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 17 日教委規則第 10 号）

この規則は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

附 則（平成 23 年 10 月 7 日教委規則第 4 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に第 3 条の規定による改正前の印西市体育指導員規則の規定により委嘱されている印西市体育指導委員は、その任期が終了するまでの間は、同条の規定による改正後の印西市スポーツ推進委員規則の規定により委嘱された印西市スポーツ推進委員とみなす。

別表（第 8 条）

施設	開放する日	開放する時間
校庭	土曜日・日曜日・休日・休業日	午前 9 時から午後 5 時まで
体育館	土曜日・日曜日・休日・休業日	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
	平日	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで
柔剣道場	土曜日・日曜日・休日・休業日	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
	平日	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで
プール	教育委員会が指定する日	午前 9 時から正午まで 午後 1 時から午後 4 時まで

備考 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に基づく休日
をいう。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

印西市学校体育施設開放運営委員会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、印西市学校体育施設開放に関する規則(昭和59年教育委員会規則第14号)第3条第1項の規定に基づき、印西市学校体育施設開放運営委員会(以下「運営委員会」という)の運営について定める。

(構成)

第2条 運営委員会の委員は次の各号から選出された者で構成する。

- (1) 開放学校長代表
- (2) スポーツ推進委員代表
- (3) スポーツ協会代表
- (4) P T A連絡協議会代表
- (5) その他教育長が必要と認めた者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(職務)

第4条 運営委員会は学校開放の円滑かつ適正な運営を図るため次の職務を行う。

- (1) 利用申請に関する調整
- (2) 開放日、開放時間の検討
- (3) 利用者団体等に対する指導、連絡
- (4) 管理指導員の推薦
- (5) その他運営に関すること

(役員)

第5条 運営委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は本会を総括し会議の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し委員長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は必要に応じ委員長が招集する。

2 運営委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 運営委員会の事務局はスポーツ振興課内に置く。

附 則

この規約は平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規約は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規約は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は平成23年10月7日から施行する。

附 則

この規約は平成31年4月1日から施行する。

印西市学校体育施設開放利用者遵守事項

1 開放時間を遵守すること。

(1) 開放時間

①平日

体 育 館 18:00 ~ 21:30

柔剣道場 18:00 ~ 21:30

②土曜日・日曜日・休日・休業日

体 育 館 9:00 ~ 21:30

柔剣道場 9:00 ~ 21:30

校 庭 9:00 ~ 17:00

2 鍵の借用について

(1) 管理指導員の指示に従うこと。

(2) 利用時間を厳守し、利用後は速やかに返却すること。

(3) 利用団体は、団体の都合により利用を中止する場合は、必ず管理指導員に連絡すること。

3 開放日誌は管理責任者が詳細に記入すること。

4 利用に際して、体育館内での飲食・喫煙は禁止する。(但し、水分補給のみ許可)

5 利用に際しては、火気を使用しないこと。

6 ごみ類(びん・カン類等)は、その都度持ち帰ること。

7 許可された施設以外への出入りは禁止する。

8 許可された用具以外のものは使用しないこと。

9 開放施設や用具を破損又は亡失したときは、直ちに市教育委員会に報告し、その弁償の責を負うものとする。

10 利用後は、一切を原状に復し、戸締り清掃のうえ時間内に退出すること。

11 活動中は常に許可証を携帯すること。

12 運動場内に自動車及び自転車を乗り入れないこと。

13 利用しようとする日が属する月の前月の10日までに学校体育施設開放利用申請書を教育委員会に提出する。

14 学校は教育の場という認識をし、モラルを持って利用すること。

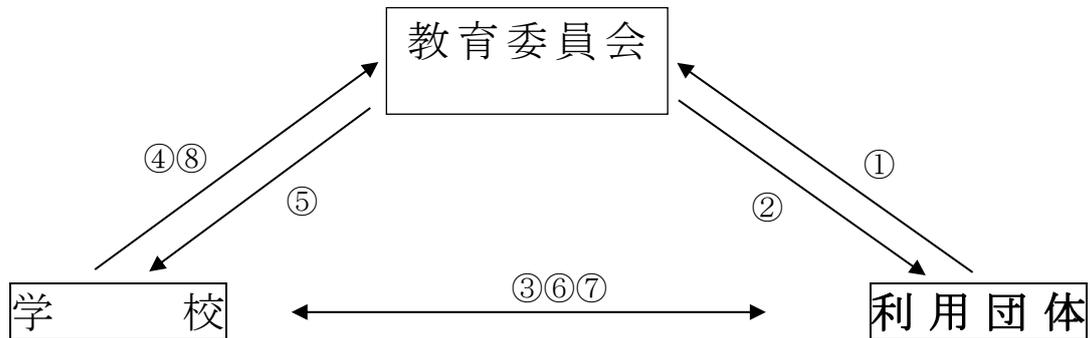
上記遵守事項に反した場合は、登録を取り消し又は利用を中止させる場合もあります。

印西市教育委員会

鍵の受け渡し及び返却方法等

- ◎ 鍵の受け渡しは原則利用校で行ない、やむを得ず下記時間内に行けない場合に限り、印西市役所警備員室(電話42-5111)で鍵の受け渡しを実施する。
 - ◎ 鍵の借用・返却は、原則管理責任者が行なう。
 - ◎ 鍵の受け渡しにかかわる者は、事前に利用校へ打合わせに行くこと。
- (1) ア. 団体登録指定利用日の鍵の貸出時間(利用校)
- 鍵の貸出時間・・・当日の午前8時～午後4時30分まで
 - 鍵の返却時間・・・翌日の午前8時～午後4時30分まで
 - その他・・・・・・利用日及び返却日が学校休業日の場合は、学校の指示に従う。
- イ. 団体登録指定利用日の鍵貸出時間(市役所警備員室)
- 平日：鍵の貸出時間・・・当日の午後5時15分から
 - 鍵の返却時間・・・当日の午後10時30分まで
 - 休日：鍵の貸出時間・・・当日の午前8時30分から
 - 鍵の返却時間・・・当日の午後10時30分まで
- (2) 利用者は、学校窓口(または市役所)で学校体育施設利用団体登録承認書を必ず提示し、鍵管理簿(鍵No.・貸し出し月日及び時間・団体名・受取人氏名・電話番号)に記載後、鍵を借りてください。
- *学校体育施設利用団体登録承認書を忘れた場合は、鍵をお借しできないことがありますのでご注意ください。
- (3) 鍵の返却は、借用した場所とします。また鍵管理簿に返却日及び時間を記入してください。
- (4) 開放日誌(置き場所は利用校に確認する)は管理責任者が詳細に記入してください。

印西市学校体育施設開放利用の流れ



- ① 利用団体は、利用調整会議終了後、「学校体育施設利用団体登録申請書」、「学校体育施設開放利用申請書」を教育委員会（補助執行：スポーツ振興課）に提出する。
- ② 教育委員会（補助執行：スポーツ振興課）は、登録申請に基づき、利用団体に登録承認書を送付する。
- ③ 利用団体責任者は、施設の利用を円滑に行うため、年度当初に学校長、管理指導員とともに利用連絡会議を開催する。
- ④ 学校長は、学校行事等で開放を中止する場合は、「学校開放使用中止届」を前月の10日（10日が休日の場合は、前日）までに教育委員会（補助執行：スポーツ振興課）に提出する。
- ⑤ 教育委員会（補助執行：スポーツ振興課）は、利用申請書及び利用中止届を基に「月間利用予定表」を作成し、各学校に送付する。
- ⑥ 各学校（管理指導員）は予定表を体育館及び柔剣道場に掲示、開放日誌に添付し、利用団体は掲示された予定表にて許可日等を確認する。
- ⑦ 利用団体は、登録承認書を提示し、鍵・開放日誌を借用する。
都合により利用を中止する場合は、各学校（管理指導員）に速やかに連絡する。
各学校（管理指導員）は、予定表に基づき鍵・開放日誌を貸与する。
- ⑧ 各学校（管理指導員）は、使用後の日誌の確認及び施設を巡視し、施設に異常を認めた場合、直ちに教育委員会（補助執行：スポーツ振興課）へ報告する。

(1) 学校体育施設開放の現状について

令和5年5月末現在

- ・小学校 18校、中学校 9校、旧小学校 2校を開放
登録数 184(-1)団体 4,671(-126)人 ※()前年度比

1. 利用の条件

「印西市学校体育施設開放に関する規則」、「印西市学校体育施設開放利用者遵守事項」、学校からの遵守事項を遵守することを利用の条件としています。

2. 施設利用状況

①利用団体

学校名	施設	団体数 (登録数)	利用種目
木下小学校	体育館	7	体操, 新体操, バドミントン3, バレーボール2
	校庭	0	
小林小学校	体育館	6	少年野球, 剣道, ミニバス, バレーボール3
	校庭	1	少年野球
大森小学校	体育館	6	ミニバス, ショートテニス, 卓球, バレーボール2, バドミントン
	校庭	3	少年サッカー, ソフトボール, 野球
船穂小学校	体育館	7	ミニバス, 剣道, インディアカ, バレーボール, 総合スポーツ, 新体操, バドミントン
	校庭	2	テーブルボール, 総合スポーツ
木刈小学校	体育館	10	剣道, 少年サッカー, ミニバス, バドミントン2, バレーボール, ショートテニス, バスケットボール, フェンシング, 体操
	校庭	1	少年サッカー
内野小学校	体育館	7	剣道, ミニバス, バレーボール4, バドミントン
	校庭	1	少年サッカー
原山小学校	体育館	6	剣道, 新体操, ミニバス, フォーティンク, バレーボール, ショートテニス
	校庭	2	サッカー, スナックゴルフ
小林北小学校	体育館	6	総合スポーツ, バウンディング, 卓球, バドミントン2, バスケットボール
	校庭	3	少年サッカー2, ソフトボール
小倉台小学校	体育館	6	空手道, 剣道, 体操, バスケットボール, ミニバス, バドミントン
	校庭	1	少年野球
高花小学校	体育館	5	空手道, バスケットボール2, ミニバス, バドミントン
	校庭	1	少年野球

学校名	施設	団体数 (登録数)	利用種目
西の原小学校	体育館	9	空手道, バレーボール2, トレーニング, ミニバス2, バドミントン2, レクリエーション
	校庭	3	少年サッカー, 少年野球, ソフトボール
原小学校	体育館	7	空手道, 総合スポーツ, 体操2, ミニバス2, バドミントン
	校庭	2	少年サッカー, 少年野球
牧の原小学校	体育館	9	ミニバス4, バスケットボール3, バドミントン2
	校庭	3	少年サッカー3
いには野小学校	体育館	9	空手道, バレーボール3, ミニバス, バドミントン, 卓球, バスケットボール, 少年野球
	校庭	2	少年サッカー, 少年野球
平賀小学校	体育館	3	空手道, バレーボール2
	校庭	4	サッカー, 少年野球, 野球, テニス
六合小学校	体育館	8	少年野球, 総合スポーツ, バレーボール4, ミニバス, スポーツ鬼ごっこ
	校庭	0	
本埜小学校	体育館	4	少年野球, バスケットボール, ミニバス, バレーボール
滝野小学校	体育館	10	空手道, ミニバス2, 少年サッカー, バスケットボール2, バレーボール3, レクリエーション
	校庭	1	少年サッカー
印西中学校	体育館	3	バスケットボール3
	柔剣道場	0	
船穂中学校	体育館	9	バスケットボール5, バレーボール4
	柔剣道場	3	柔道, 合気道2,
木刈中学校	体育館	7	空手道, バスケットボール2, バレーボール4
	柔剣道場	3	剣道, 空手道, 合気道
小林中学校	体育館	6	バレーボール3, バドミントン3
	柔剣道場	1	剣道
原山中学校	体育館	6	総合スポーツ, バスケットボール4, バレーボール
	柔剣道場	3	剣道, 体操, 空手道
西の原中学校	体育館	8	総合スポーツ, バスケットボール5, バレーボール2,
	柔剣道場	3	空手道2, 剣道
印旛中学校	体育館	8	空手道, 剣道, バスケットボール4, バレーボール3
	柔剣道場	2	剣道, 拳法・合気柔
本埜中学校	体育館	3	バレーボール3
滝野中学校	体育館	5	バスケットボール4, バドミントン
旧宗像小学校	体育館	4	少年野球, ミニバス2, バスケットボール
旧本埜第二小学校	体育館	4	少年野球, バスケットボール, バレーボール, 剣道
	校庭	1	少年サッカー

②利用に関する学校等からの指摘事項

令和4年度学校体育施設開放の利用について管理指導員、近隣住民等から以下のとおり報告がありました。各団体には、メンバーへの周知、徹底を依頼しました。

○施設、設備の利用に関すること

- ・扉や窓の未施錠があった。
- ・電気の消し忘れがあった。
- ・日誌を書いていなかった。
- ・校門があいていた。
- ・活動中の声がうるさい。
- ・校庭や駐車場での声がうるさい。(子供、指導者、保護者)
- ・お菓子ゴミ放置、ガムの吐き捨てがされていた。
- ・喫煙の形跡があった。
- ・時間外に鍵を取りに来る団体がいる。ルールを守ってほしい。
- ・駐車場以外のところに駐車している。
- ・活動前後に子供が駐車場で走りまわったり、ボール遊びをされていてマナーが悪い。
- ・利用時間を守らない。
- ・体育館で弁当を食べていた。
- ・駐車場内での運転があらうことがある。
- ・体育館トイレの便座のふたに乗り上がった靴の跡があった。(大人)
- ・使用してはいけない備品を使用していた。
- ・鍵を返さない。
- ・忘れ物が多い。
- ・部活動で使用している物品の破損があった。
- ・体育館トイレに紙おむつが捨ててあった。

3. 「学校体育施設開放利用における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」の廃止について

令和5年5月1日付けで、スポーツ庁より「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)」が令和5年5月8日に廃止されることに伴い、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(令和5年3月13日)」の廃止の通知がありました。

これを受けて「学校体育施設開放利用における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン(令和5年4月1日改定)」につきましても、令和5年5月8日に廃止いたしました。